

学校図書館評価基準 (2026年3月)

全国SLAは、学校現場での長年にわたる実践と研究の成果をもとに、2026年 月 日(今回は、2008年12月15日を改定)に「学校図書館評価基準」を制定した。これはすべての校種を対象とした標準的な評価基準である。学校図書館経営、運営、活動等にかかわる改善点を明確にして、次年度の経営・運営に生かすことを目的としている。

【使い方】

「評価」「グラフ」の2枚のシートで構成されている。

※1枚目「評価」シート

Excelで「評価基準」が記載されている。それぞれの項目を3～1点(1項目を3点法)で最も自館に当てはまる、もしくは近いものを選び、その点数を入力記入する。

※2枚目「グラフ」シート

評価シートに記入した小計欄の数値を、各項目の割合を出してレーダーチャートグラフに%で示す。(後日提示)

1. 学校図書館の基本理念

項目		3・2・1
1	ユネスコ学校図書館宣言 ※1 ユネスコ学校図書館宣言の理念を全教職員が理解し、経営や運営に反映させている。	
2	教育基本法 教育基本法を全教職員が理解し、経営や運営に反映させている。	
3	学校教育法 学校教育法施行規則 学校教育法 学校教育法施行規則を全教職員が理解し、経営や運営に反映させている。	
4	学校図書館法 学校図書館法を全教職員が理解し、経営や運営に反映させている。	
5	学校図書館ガイドライン 学校図書館ガイドラインを全教職員が理解し、経営や運営に反映させている。	
6	学校図書館憲章 ※2 学校図書館憲章の理念を全教職員が理解し、経営や運営に反映させている。	
小 計		点
※1) 1999年に第30回ユネスコ総会にて成立した「ユネスコ・国際図書館連盟共同学校図書館宣言」。学校図書館の使命、財政・法令・ネットワーク、学校図書館の目標、職員、運営と管理等を内容とする。2025年改訂された。 ※2) 1991年全国学校図書館協議会創立40周年を記念して制定された憲章。学校図書館の経営・運営を行うときの最も基本となる拠り所とされている。		

2. 学校図書館の経営

1	学校図書館の経営方針・重点目標等 学校図書館経営方針・重点目標等を明文化して全教職員に周知徹底し提示している。	
2	学校図書館経営(運営)委員会 校長・教務主任・司書教諭・学校司書・図書館主任等で構成された経営委員会が、設置され運用している。※3	
3	学校図書館の評価 評価基準に則り、学校図書館部、担当者、教職員、児童生徒で定期的に評価し、マネジメントサイクルの中で運営改善をしている。	
4	学校図書館規則類 学校図書館規則類を明文化し、館則・利用規程・貸出規程等、全教職員及び児童生徒に周知提示している。	
小 計		点
※3) 外部(学識経験者・公立図書館等)を含むことも考えられる。		

3. 学校図書館の運営

1	学校図書館の運営方針 校長が館長としてリーダーシップをとり、運営方針を明文化し、全教職員・児童生徒・保護者に周知している。	
2	学校図書館年間運営計画の作成 月別に「学校行事・図書行事」「学校図書館活動」「委員会活動」「自治体、国等の読書関連の行事」等を配置し、1年間の学校図書館運営に関する見通しをもっている。	
3	学校図書館担当者 校長が校務分掌上に担当者を配置し、学校図書館を運営している。	

4	司書教諭(司書教諭として発令された教諭) 発令された司書教諭が中心になって、学校図書館の運営にあっている。	
5	学校司書(学校図書館の職務を担当する教諭以外の職員) 学校司書が専任で配置され、学校図書館に常駐して運営している。	
6	係教諭(図書館部に所属する司書教諭以外の教諭) 複数の教職員が、学年・教科のバランスを考慮して係として配置されている。	
7	職員会議での学校図書館についての検討 学校図書館に関する事項を定期的に職員会議で提案し、全教職員が運営に関わっている。	
8	管理職との報告、連絡、相談等 管理職と学校図書館の運営について定期的に報告、連絡、相談等をしている。	
9	教務主任・研究主任等他の分掌組織との連携・協力 学校図書館に関する事項を定期的に教務主任・研究主任・他の分掌組織等と話し合っている。	
10	情報の提供 学校図書館・学習・読書等に関する有用な情報を教職員に月1回以上定期的に提供している。	
小 計		点

4. 教育指導・支援

教育課程・カリキュラムマネジメント		
1	カリキュラムマネジメントによる指導が可能な図書館運営になっている。 ・学校図書館活用の年間指導計画を織り込んだ各教科・領域の年間学習指導計画の作成 ・各教科・領域の年間学習指導計画と関連させた年間読書指導計画の作成 ・各教科・領域の年間学習指導計画と関連させた年間情報活用指導計画の作成 ※4	
2	学校図書館を利用する読書指導 学校全体で年間読書指導計画に基づいて学校図書館を全校で利用している。	
3	各教科・領域等における学校図書館利用 全教科・領域及び全学級で学校図書館を利用している。	
4	探究のプロセス 探究のプロセスを教職員・児童・生徒が周知し、情報活用の学習に生かしている。	
5	児童生徒へのオリエンテーションの開催 毎年、児童生徒に向けた学校図書館利用のため、各学年でオリエンテーションを行っている。	
6	司書教諭と学校司書が協働して行う授業(司書教諭、学校司書が配置されている場合) 教員と学校司書が協働して授業を行っている。	
7	図書館行事の開催 図書館行事を教育計画、季節、学校行事、地域の行事等を考慮して計画的に開催している。	
8	児童・生徒図書委員 特別活動(児童生徒会活動)に、学校図書館に関する活動を行う委員会として位置づけている。	
9	バリアフリーへの対応 必要な人員を配置し、誰もが学校図書館を利用しやすい対応をしている。	
小 計		点
※4) 全職員の作成したカリキュラムをもとに、年間計画の中に情報活用指導計画・読書計画を織り込んで作成する。		

5. 学校図書館メディア

メディアの種類		
1	図書資料以外に、新聞、雑誌、視聴覚資料(映像資料)、電子資料、情報ファイル(ファイル資料)、実物などのメディアを所蔵している。	
2	メディアの収集方針(収集規程)・選定・廃棄基準 メディアの収集方針、校内で協議して定めた選定基準や廃棄基準を明文化して教職員に周知している。 ※5	
3	図書の分類 日本十進分類法(NDC)によって分類している。	
4	メディアの目録 件名の付与 日本図書館協会や全国学校図書館協議会の規則を参考に作成している。	
5	メディアの点検(蔵書点検) 定期的に点検し、廃棄・更新を年1回以上行っている。選定委員を組織し定期的に合意のとれた選書が行われている。	

6	バリアフリーの対応 だれもが利用しやすい資料の構成になっている。	
小 計		点
※5) 読書センター・学習センター・情報センターの機能を踏まえ、資料収集について学校図書館ガイドライン等を参考に、明文化する。		
6. 施設と環境		
1	校舎内での位置 学校図書館は、児童生徒・教職員が利用しやすい動線上の位置にある。	
2	スペースの確保 学校図書館の機能を考えた十分なスペースがある。※6 ・閲覧スペース・学習スペース・スタッフスペース（図書館準備室）・ブラウジングコーナー ・教材研究 教材作成スペース・保存 収納スペース・展示スペース・プレゼンテーションが可能なスペース ・協働的に取り組むスペースなど	
3	書架・机・椅子 書架・机・椅子ともに、大きさ、形、色彩、材質等がそれぞれの学習や利用目的に適している。 また、転倒防止などの安全の配慮がされている。	
4	学習センター機能 板書・掲示ができる教具があり、授業ができる設備を整えている。	
5	情報機器・映像機器など 館内にパソコンやタブレットなどの端末機や機器が使える環境がある。館内にプロジェクター、資料提示などの映像を共有している。	
6	館内案内表示 各書架に書架見出し板と分類サイン棚見出しを掲示している。館内の目だつ場所に書架配置図、分類体系表を掲示している。※7	
7	思考ツールの提供 学びに役立つツールを用意し、誰もが自由に使えるよう提供している。※8	
8	空調・冷暖房・採光・遮光・換気・通風 空調や遮光が季節時刻などに合わせて調節できる。	
9	バリアフリーへの対応 だれもが利用しやすい施設・環境に整えている。	
小 計		点
※6) 「学校図書館施設基準」(全国SLA)が定める各スペースの最低面積を超える広さを確保する。 ブラウジングコーナーとは、気軽に読める図書、雑誌、新聞などをソファ、椅子などでくつろいで読めるコーナー。 ※7) 書架見出し板とは、各書架ごとに、どのような図書が配架されているかを分類記号及び主題名で示す案内板。 分類サイン棚見出し板とは、書架の各棚ごとに、配架されている図書の分類記号、主題名、著者名等を示す案内板。 ※8) 思考を助けるツール、発想を広げるツールなど。		
7. 教育課程を支える業務		
1	貸出・返却 貸出・返却の手続きが簡便で、開館時間中児童生徒の在籍時間中はいつでもできる。	
2	レファレンスサービス レファレンスには、館内資料の他に館外の各種情報源を利用してこたえている。	
3	インターネットの利用 校内でインターネットがいつでも自由に利用できる。	
4	リンク集の作成 児童生徒の興味関心や学習活動に沿ったリンク集を掲載している。	
5	表簿・書類等の管理・保管 各種記録・表簿・書類等を整理し、一括管理して一定年度保存している。	
6	開館時間 児童生徒の登校時から下校時まで開館している。	
7	児童生徒へのオリエンテーションの開催 毎年、各学年でオリエンテーションをしている。	
8	地域の学校等との連携 幼稚園・保育園・他の学校と連携した学校図書館の活動を計画的に行っている。	
9	著作権・情報倫理の指導 著作権や情報倫理の指導を年間情報活用指導計画に位置づけて計画的に全学年、全学級で行っている。	

	プライバシー保護	
10	プライバシーの保護について明文化し、教職員・児童生徒図書(館)委員が共通の認識で配慮している。貸出返却の手続きに関して個人情報、確実に守られている。	
	資料の準備、提供	
11	学校図書館担当者が必要に応じて授業者と打ち合わせ、必要な資料を準備し、提供している。	
小 計		点
8. 学校図書館ボランティア・地域との連携		
	学校図書館ボランティアの受け入れ	
1	相互に共通理解した活動内容等を明文化し、ボランティアを募集し受け入れている。 ・管理職・学校図書館担当者との活動についての、定期的な話し合い ・学校図書館担当者とボランティアとの緊密な連携・協力	
	地域開放	
2	学校図書館を学校の活動に支障のない範囲内で在籍児童生徒及び家族・地域に開放している。	
	学校図書館行事の公開	
3	催しや行事を内容、態様に応じて地域に公開している。(Webも含む)	
	家庭文庫、読書推進団体等との連携	
4	家庭文庫や地域の読書推進団体等と連携をとって計画的に活動している。	
小 計		点
9. 関連機関との連携・協力		
	公共図書館の利用(公民館図書室等を含む)	
1	公共図書館の役割、利用法を指導し、児童生徒の利用者登録や活用を推進している。	
	公共図書館との連携	
2	公共図書館と連携した指導、活動を毎年計画的に行っている。 ・ブックトーク・お話し会・読み聞かせなど	
	公共図書館の団体貸出	
3	学校図書館が団体貸出を受けている。	
	地域の公共施設との連携(公共図書館・郷土資料館、博物館、美術館等)	
4	地域の公共施設と連携した学校図書館の活動を毎年計画的にしている。 ・各機関の情報交換会(連絡会)などの、計画的な開催	
	情報資源共有化	
5	地域内の学校図書館、公共図書館、博物館、美術館等の資料検索ができ、それらの貸借のための物流システムが整っている。	
	全国・地域の研究団体や地域の研究団体との連携 ※9	
6	県S L Aや全国・地域の研究団体などから学校図書館に関する情報を常時収集し、経営に生かしている。 ・各学校図書館の現状と課題についての情報交換、意見交換	
小 計		点
※9) 全国学校図書館協議会・日本図書館協会など。		
10. 研究・研修		
	教育委員会主催の研修会への参加	
1	研究・研修会に可能な限り参加し、内容の共有をしている。	
	全国・地域の研究団体主催の研究・研修会への参加	
2	研究・研修会に可能な限り参加し、内容の共有をしている。	
	校内の研修	
3	学校図書館に関する校内研修を実施し共通理解を図っている。 ・「学校図書館の役割」「資料や情報の活用の仕方」「体系表を使つての授業の提示」 「学校図書館の位置づけ」「著作権・情報倫理の指導」「バリアフリーへの対応」など	
小 計		点
合 計		点